

志摩市水道企業告示第7号

地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）第33条の2の規定に基づき徴収等業務の委託を行ったので、地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第26条の4第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月1日

志摩市水道事業

志摩市長 橋 爪 政 吉



1 受託者

所在地 愛知県名古屋市中村区椿町1番16号

商号 株式会社ファノバ中部支店

代表者 支店長 松永 国嗣

業務を行う事務所の所在地

志摩市役所2階 水道総務課内

2 業務内容

水道料金等徴収業務

(1)定例料金請求書発送

(2)定例料金集金

(3)給水中止等に伴う料金現地精算

(4)滞納料金請求等及び徴収

(5)その他これらに付帯する軽易な業務

3 委託期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで